

# 雇用就農に向けた支援(農の雇用事業)

- 新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等を支援(雇用就農者育成タイプ)。
- 農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援(法人独立支援タイプ)。

## 農業法人等の研修を支援

### 1) 雇用就農者育成タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援 (年間最大120万円、最長2年間)

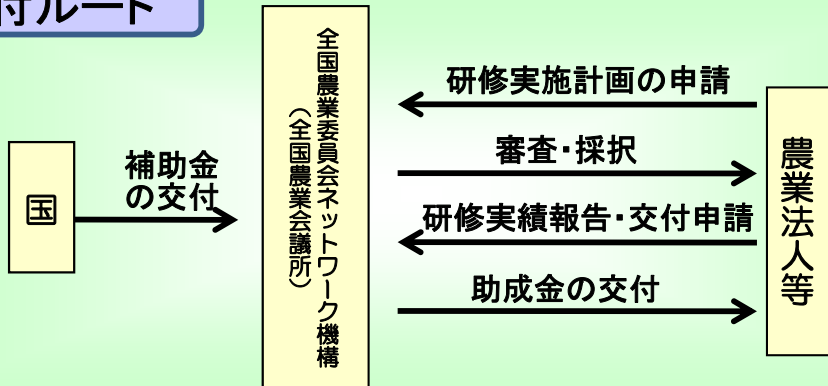
### 2) 法人独立支援タイプ

農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援 (年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

## <農業法人等の要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 正社員として雇用すること(法人独立支援タイプは期間の定めのある雇用でも可)
- 3 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、就農・独立に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること(青年就農給付金(経営開始型)を受給している経営体ではないこと)
- 4 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること  
農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること
- 5 常時10人以上の従業員がいる農業法人等は就業規則を整備していること
- 6 過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
- 7 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- 8 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じ経営体でないこと
- 9 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと

## 交付ルート



## <雇用就農者に関する要件>

- 1 原則45歳未満の者であること
- 2 農業就業経験が5年以内であり、研修修了後も就農を継続(法人独立支援タイプは農業法人として独立)する強い意欲を有する者であること
- 3 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること
- 4 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 5 法人独立支援タイプの場合、研修終了後1年以内に農業法人として独立すること